

警察庁丙生企発第4号
令和7年1月28日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
会長 塚本 厚志 殿

警察庁生活安全局長

ドラッグストアにおける万引き防止対策の推進について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ドラッグストアにおける組織的な大量万引き事犯が多発しており、警察においては、こうした犯罪に対し、被疑者の検挙活動及び犯罪抑止のための各種対策を推進しているところでありますが、今般、大量万引き事犯対策の一環として、別添のとおり、「ドラッグストアにおける防犯対策指針」を取りまとめましたので、本資料を参考に店舗の実情に応じた防犯対策の推進に努めていただくとともに、必要に応じて都道府県警察とも連携を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ドラッグストアにおける防犯対策指針について

令和7年1月

警察庁



はじめに

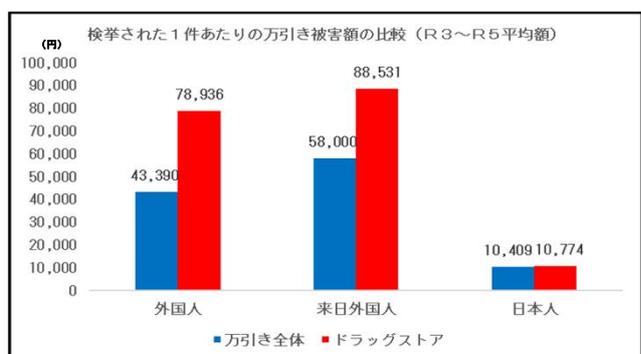
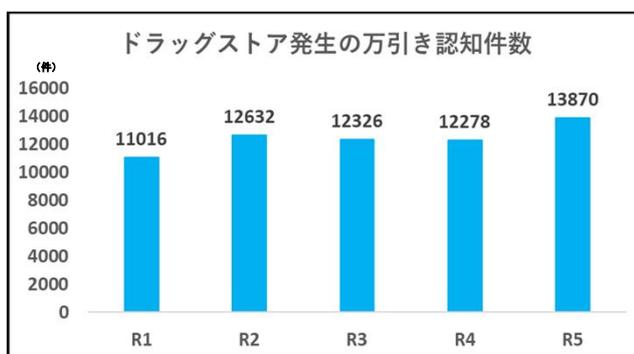
ドラッグストアにおける万引きは、令和5年中の認知件数が1万3,870件となり、統計を取り始めて以降過去最多となっています。また、万引き全体の認知件数に占める割合は約15パーセントと高い水準で推移しているほか、近年では、ドラッグストアを対象とした外国人グループ等による組織的な大量万引き事犯も発生しており、治安上の大きな課題となっています。

更に、昨今、若年層を中心に風邪薬や咳止め薬などの一般用医薬品等を過量服薬するいわゆる「オーバードーズ」が社会問題となっており、当該医薬品の入手方法として万引きによる不正入手もうかがわれるところ、今後、濫用等のおそれのある医薬品の適正な販売のための規制強化が進めば、オーバードーズ目的の万引き事案が増加するおそれもあります。

万引きを「たかが万引き」として軽視すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、他の犯罪の発生を誘発するおそれもあります。

このことから、事業者の皆様には適切な防犯対策を講じて、万引きを発生させない環境を整えていただきたく、今般、都道府県警察との意見交換やドラッグストア業界に対するヒアリング、厚生労働省との協議のほか、有識者の知見も得て、ドラッグストアにおける防犯対策指針を取りまとめました。

ドラッグストアにおける万引きについては、過去の検挙事例等から、換金・転売目的に高額な化粧品や医薬品等が狙われやすく、被疑者は防犯カメラの死角に移動して所持したバッグ等に商品を隠匿するといった特徴を有しています。事業者の皆様におかれましては、こうした万引きの手口等も踏まえ、本資料も参考にソフトとハードの融合した防犯対策を講じていただき、万引きをさせない店舗づくりをより一層推進していただくよう御協力をお願い申し上げます。



※「ドラッグストア」とは、医薬品を中心に化粧品、衛生用品、健康関連商品、日用雑貨等を取り扱う店舗をいう。
※万引き被害額は、令和3年～令和5年の被害総額（検挙のみ計上）を検挙件数で除して算出したもの。



ドラッグストアにおける防犯対策指針

1 人的強化

(1) 従業員に対する防犯意識の向上

- ・ 万引きの手口や特徴、被疑者の挙動、犯罪が起きやすい場所を知り、従業員に対する教育等を通じて防犯意識の向上を図る。

(2) 従業員等による巡回強化

- ・ 防犯専任スタッフを配置し、店舗全体で警戒意識を強化する。
- ・ 従業員による巡回強化及び来店客に対する積極的な声掛けを励行する。
- ・ 夜間帯における営業については、原則複数人勤務とする。

(3) 店内放送

- ・ 定期的に店内放送による注意喚起（例：万引きは犯罪です。私服保安員が巡回しています。発見した際は全件通報します。）を行う。
- ・ 必要に応じて、外国語の音声アナウンスでも注意喚起を行う。

(4) 情報共有

- ・ 店舗間における情報共有システムを構築し、被害認知時には可能な限り早急に被害情報（被疑者の人着、被害品、犯行状況等）を共有する。

(5) エリア会議や店長会議等における防犯講話依頼

- ・ 店舗責任者や店長等が集まる会議等において、管轄警察署等に対して、犯罪情勢や防犯対策に関する防犯講話を依頼する。

(6) 警備員や保安員の活用

- ・ 制服警備員や私服保安員等を活用し、監視体制を強化する。

2 施設強化

(1) 防犯カメラの設置等

- ・ 防犯カメラの増設（死角の排除、特に駐車場等の店舗外への設置）及び高度化（高画質等の高性能カメラの導入）を図る。
- ・ 防犯カメラの定期的な保守点検（録画状況や画角の調整、時刻補正等）に努める。

(2) 防犯ゲートの設置

- ・ 防犯ゲート（カゴ抜けされない背の高いもの）を設置し、発報時には積極的な声掛けを行う。

(3) 防犯ミラーの設置

- ・ 死角となる場所には防犯ミラーを設置し、視認性を確保する。

(4) 出入口の区別化

- ・ 出入口を区別化するとともに、出入りの際はレジ前を通る導線とする。

(5) 啓発用ポスター等の掲示

- ・ 「防犯カメラ作動中」等のプレートや「万引きは犯罪です」といった啓発用ポスターやPOP等を掲示（外国語表記でのポスター等も含む）し、店舗側の万引き防止に対する姿勢をアピールする。

3 商品に対する盗難防止対策

(1) 高額商品、被害多発商品、過量服薬の対象となり得る一般用医薬品への対策

- ・ 空箱陳列のほか、鍵付きショーケース内やレジ付近へ陳列する。
- ・ 防犯タグ等の万引き防止機器を取り付ける。

(2) 陳列方法の見直し

- ・ 死角を排除する陳列方法及び監視の行き届きにくい店外における陳列を抑制する。
- ・ 従業員が常駐する場所から目に付きやすい場所に陳列する。

(3) 商品の個別化

- ・ 被害品を特定するため店舗名シールを貼付するなどして個別化を図る。

(4) 在庫管理の徹底

- ・ 被害の早期認知や正確な被害状況確認等のため、短期間での棚卸しを実施し、在庫管理を徹底する。

4 発生時の迅速な対応

(1) 被害の届出

- ・ 被害認知時における積極的な被害申告と警察への早期通報体制を徹底する。

(2) 防犯カメラ映像やジャーナル提出時の柔軟な対応

- ・ 捜査関係事項照会書について、後日送付でも対応可能とするなど柔軟な対応を検討する。

(3) 防犯カメラ操作方法の習熟及びマニュアル化

- ・ 店長等が不在時でも複数の従業員が操作できるよう操作方法を習熟しておくほか、マニュアル化して店舗に備え付けておく。

5 その他

特殊詐欺に関する注意喚起等

- ・ 電子マネー（プリペイドカード）販売店舗については、特殊詐欺に関する注意喚起や被害が疑われる場合の通報にも配慮する。